



かかみがはら 市議会 だより

12月定例会を
お知らせ！



令和7年12月定例会

会期は12月3日から25日までの23日間です。
今号では開会日に上程された議案のうち、主なものをお知らせします。

予算に関する議案

◆ 令和7年度一般会計補正予算（歳出の主なもの）

▶ 放課後児童健全育成事業整備費 499万8千円

那加第三小学校の放課後児童クラブにおいて、令和8年度の利用予定者数が増加し現行の設備では対応しきれない見通しとなったことから、老朽化していた校内の多目的ホールを学童保育室に改修するため、必要な額を補正するものです。

▶ 環境衛生対策費 179万9千円

公衆浴場の設備改善事業に関する経費を補助するため、また、那加土山町地内におけるサギの大規模巣による生活環境の悪化に対応するための樹木剪定などの経費を補助するため、必要な額を補正するものです。



学童保育室として改修される多目的ホール

その他の議案

◆ 火災予防条例の一部改正

林野火災の予防を目的に、気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認められるときは、市が林野火災に関する注意報を発令できること、また注意報が発令された際は、解除されるまでの間、市の区域内あるいは市長が指定する区域を対象に、火の使用に関する制限に従う努力義務を定めることなどの改正を行うものです。

◆ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

令和8年4月からの本格実施が予定されている乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、同事業を行うに当たって事業者が備えるべき設備や運営の基準を定めるものです。

② こども誰でも通園制度

0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、月の一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とするものです。

◆ 附属機関設置条例の一部改正

学校給食の調理場の集約化や提供体制に関する必要な事項を調査・審議する「学校給食調理場整備検討委員会」を、教育委員会の附属機関として新たに設置するなどのため、改正を行うものです。

開会日(12月3日)に提出された議案等

議案等の種類	案 件 名
補正予算	令和7年度一般会計補正予算(第6号・第7号)
	令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
	令和7年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
	令和7年度水道事業会計補正予算(第2号)
	令和7年度下水道事業会計補正予算(第1号)
条 例	情報公開条例の一部を改正する条例
	行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例
	火災予防条例の一部を改正する条例
	市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
	一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例
	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
	火入れに関する条例の一部を改正する条例
	附属機関設置条例の一部を改正する条例
	手数料条例の一部を改正する条例
契 約	工事請負契約の締結(那加中央保育所空調等改修工事)
その 他	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議
	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議
	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議
	公の施設の指定管理者の指定(鵜沼三ツ池集会場ほか33施設)
	公の施設の指定管理者の指定(学びの森駐車場ほか8施設)
	公の施設の指定管理者の指定(市民プール)
	市道路線の認定(市道鵜1434号線)
	市道路線の廃止及び認定(市道各197号線ほか1路線)
	各務原市議会インターネット中継(録画配信を含む)の充実を求める請願
請 願	「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願
	インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願
	PFAS汚染から市民を守るための請願

スマートフォンなどから右の二次元コードを読み込むと、
最新の議案一覧と各議案の詳しい内容をご確認いただけます。



11月臨時会の議案と審議結果

11月19日に開催した臨時会では、市長から提出された2案件を審議し、いずれも賛成全員で可決しました。

◆ 令和7年度一般会計補正予算(第5号)

◆ 放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

小学校の夏休みが「8月27日まで」から「8月31日まで」に延長されることに伴い、放課後児童クラブを夏休み期間のみ利用する場合の8月分の利用料(7,200円)を、利用日数の増加により、8月31日まで利用した場合の既存の利用料(8,000円)に合わせるよう改正を行うものです。

市議会ウェブサイトをご覧ください

ウェブサイトでは、市議会の最新の情報や本会議の映像、市議会だよりのバッジナンバーなどを掲載しています。



かかみがはら市議会だより

|発行|各務原市議会
|住所|岐阜県各務原市那加桜町1-69
|電話|058-383-2001(議会事務局)



次回(2月1日号)は12月定例会の審議結果と質問一覧を掲載する予定です。